#### 柳川市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柳川市屋外広告物条例(令和5年柳川市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域の種別等)

第2条 条例第5条第1項に規定する地域又は場所(以下「禁止地域」という。) 及び条例第6条第1項に規定する地域又は場所(以下「許可地域」という。) は、別表第1の左欄に掲げる種別によって区別し、当該種別に属する地域又は 場所は、同表の右欄に定めるとおりとする。

(屋外広告物等の表示等の許可の申請)

- 第3条 条例第6条第1項、第8条第4項又は第13条第1項の規定による許可 を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(様式第1号。以下「許可申請 書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
  - (1) 屋外広告物等を表示し、又は設置する場所及びその周辺の状況を示す図面 又は写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。第9条第1項第1号にお いて同じ。)
  - (2) 屋外広告物等の形状、寸法、材料、構造等(照明等の附帯物を含む。) に 関する仕様書及び図面
  - (3) 屋外広告物等の意匠、色彩及び表示に関する書類
  - (4) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和25年法律 第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作 物に屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設 置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し
  - (5) はり紙又ははり札に類するものについては、その現物又は見本
  - (6) 条例第19条第1項の規定により屋外広告物管理者を設置する場合は、同 条第2項の規定による資格を有すること又は登録を受けたことを証する書 面の写し
  - (7) 屋外広告物等を表示し、又は設置する者が、屋外広告業を営む者の場合は、

福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)第24条の3第2項の規定による通知書の写し

3 市長は、許可申請書の記載事項及び前項各号に掲げる書類等の一部の記載事項、添付書類等について、必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(広告景観協定地区)

- 第4条 条例第7条第1項又は第5項の規定による市長の認定を受けようとする者は、広告景観協定認定申請書(様式第2号)に広告景観協定書の写し及び広告景観協定地区の位置図(広告物景観協定の廃止に係る市長の認定を受けようとする場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告景観協定認定書(様式第3号)を交付するものとする。

(公共広告物)

- 第5条 条例第8条第1項ただし書の規則で定めるものは、はり紙、はり札、立 看板、建植広告物、壁面利用広告物その他これらに類する屋外広告物等とする。
- 2 条例第8条第1項ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方公共 団体は、公共広告物協議書(様式第4号)に第3条第2項各号に掲げる書類等 を添えて、市長に提出しなければならない。

(適用除外の基準)

第6条 条例第8条に規定する規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(屋外広告物等の規格)

第7条 条例第11条の規定による屋外広告物等の規格は、別表第3のとおりと する。

(許可の期間)

- 第8条 条例第12条第1項に規定する許可の期間は、次のとおりとする。
  - (1) はり紙、はり札、立看板、広告幕、アドバルーン及びこれらに類するもの (市長が、特に良好な管理が行われていると認めるものは除く。次号におい て「簡易な屋外広告物等」という。) については、1月以内
  - (2) 簡易な屋外広告物等以外のものについては、3年以内 (更新の許可の申請)

- 第9条 条例第12条第3項の規定による更新の許可を受けようとする者は、更新しようとする許可の期間の満了の日の10日前までに許可申請書に次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に掲げる書類については、条例第19条第1項の規定により屋外広告物管理者を置く場合にあっては、当該屋外広告物管理者の点検を受けた結果を記載したものでなければならない。
  - (1) 屋外広告物等の現況の写真
  - (2) 屋外広告物自主点検結果報告書(様式第5号)
  - (3) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物又は工作物に屋外広告物等を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は 承諾を証する書面又はその写し
  - (4)条例第19条第1項の規定により屋外広告物管理者を設置する場合は、同条第2項の規定による資格を有すること又は登録を受けたことを証する書面の写し
  - (5) 屋外広告物等を表示し、又は設置する者が、屋外広告業を営む者の場合は、 福岡県屋外広告物条例第24条の3第2項の規定による通知書の写し
- 2 市長は、許可申請書の記載事項及び前項各号に掲げる書類等の一部の記載事項、添付書類等について、必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(工事完了届)

第10条 条例の規定による許可を受けた者は、当該屋外広告物等について工事を必要とする場合において、当該工事が完了したときは、直ちに屋外広告物工事完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、第8条第1号に規定する簡易な屋外広告物等を表示し、又は設置した者については、この限りでない。

(軽微な変更又は改造)

- 第11条 条例第13条第1項の規定による規則で定める軽微な変更又は改造は、 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 屋外広告物等の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補 強、修理又は塗装替えであって、屋外広告物等の内容、意匠、色彩又は表示 の面積を変更しないものであること。
  - (2) 現に受けている許可の期間内において、当該許可に係る同一業務に関する

屋外広告物を取り替えて掲出物件に表示すること。

(許可の基準)

第12条 条例第14条第1項に規定する許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(許可証等)

第13条 条例第16条に規定する許可印及び許可証の様式は、様式第7号によるものとする。

(除却届)

第14条 条例の規定により許可を受けた屋外広告物等を除却したときは、屋外広告物等の表示者等(条例第17条に規定する屋外広告物等の表示者等をいう。 第16条第3項において同じ。)は、屋外広告物除却(滅失)届(様式第8号) を直ちに市長に提出しなければならない。

(屋外広告物管理者の設置を要しない屋外広告物等)

- 第15条 条例第19条第1項ただし書に規定する規則で定める簡易な屋外広告 物等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 第8条第1号の規定による簡易な屋外広告物等
  - (2) 電柱を利用する屋外広告物その他これに類するもの
  - (3) 建築物の壁面に直接塗付する屋外広告物
- 2 条例第19条第2項に規定する規則で定める屋外広告物等は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造であって、建築基準法第88条第1項において 準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市長が認めたものとする。

(屋外広告物管理者等の届出)

- 第16条 条例第20条の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届 (様式第9号)により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例の規定による許可を申請する際に、許可申請 書により条例第19条第1項の規定により設置する屋外広告物管理者を届け出 ることができる。
- 3 屋外広告物等の表示者等は、条例第20条第1項の規定による届出に係る屋 外広告物管理者の氏名又は住所が変更になったときは、その旨を屋外広告物管 理者等設置・変更届により届け出なければならない。

(売却の手続)

- 第17条 条例第25条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (2) 契約条項を示す場所
  - (3) 入札及び開札の場所並びに日時
  - (4) 入札保証金に関する事項
  - (5) 無効入札に関する事項
  - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第25条第2項に規定する規則で定める場所は、柳川市役所とする。
- 3 条例第25条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 契約条項を示す場所
  - (2) 入札及び開札の場所並びに日時
  - (3) 入札保証金に関する事項
  - (4) 無効入札に関する事項
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(保管物品一覧簿の備付け及び閲覧)

第18条 市長は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により屋外広告物等を保管したときは、保管した屋外広告物等(条例第26条第1号に規定する屋外広告物等を除く。)の保管物品一覧簿(様式第10号)を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(返還の手続)

第19条 条例第27条の規定により、返還を受けるべき所有者等(法第8条第 2項に規定する所有者等をいう。)に保管した屋外広告物等又は売却した代金 を返還するときは、屋外広告物等返還受領書(様式第11号)と引換えに返還 するものとする。

(身分を示す証明書)

第20条 条例第29条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。 別表第1(第2条関係)

許可地域の種別及び地域又は場所

種別	地域又は場所
城堀周辺地区	柳川市景観条例(平成24年柳川市条例第9号)の規定に
	より定める城堀周辺地区
旧城下町地区	柳川市景観条例の規定により定める旧城下町地区
西鉄柳川駅周辺地	柳川市景観条例の規定により定める西鉄柳川駅周辺地区。
区	また、同地区のうち、この規則において次のとおり、区分
	する。
	(1) 旧城下町近傍地区
	(2) 西鉄柳川駅西部地区
	(3) 西鉄柳川駅東部地区
田園集落・社寺林	柳川市景観条例の規定により定める田園集落・社寺林地区
地区	
公共交通軸地区	柳川市景観条例の規定により定める公共交通軸地区
有明海・干拓エリ	柳川市景観条例の規定により定める有明海・干拓地エリア
ア	

# 別表第2 (第6条関係)

区分	屋外広告物等の種 類	規制の適用を除外する基準
1 禁止地域、	条例第8条第1項	屋外広告物等の表示面積の合計が
禁止物件及び	第4号該当	0.5平方メートル以内で、かつ、当
許可地域にお		該屋外広告物を表示する施設又は物件
ける適用除外		の外郭線内を一平面とみなした場合の
		当該平面の面積の20分の1以内
2 禁止地域及	条例第8条第2項	1 条例第5条第1項に規定する地域
び許可地域に	第1号該当	又は場所にあっては、表示面積の合
おける適用除		計が、5平方メートル以内
外		2 条例第6条に規定する地域又は場
		所にあっては、表示面積の合計が、
		15平方メートル以内。ただし、城
		堀周辺地区においては、表示面積の
		合計が、2平方メートル以内で、か

		つ、水路側に向けて表示しない場合
		に限る。
	条例第8条第2項	表示面積の合計が、2平方メートル
	第2号該当	以内。ただし、城堀周辺地区において
		は、水路側に向けて表示しない場合に
		限る。
	条例第8条第2項	当該工事期間中に限り表示される屋
	第3号該当	外広告物等で、営利を目的としないも
		のとする。
	条例第8条第2項	1 自動車の所有者又は管理者の氏
	第6号該当	名、名称、店名、若しくは商標又は
		自己の事業若しくは営業の内容等を
		表示するものであること(自動車の
		外面を利用するものにあっては、屋
		外広告物の表示面積の合計が10平
		方メートル以内)
		2 営利を目的としない宣伝、行事又
		は催事等を表示するものであること
		(自動車の外面を利用するものにあ
		っては、屋外広告物の表示面積の合
		計が10平方メートル以内)。
3 禁止物件に	条例第8条第3項	表示面積が、5平方メートル以内
おける適用除	第1号に該当	
外	条例第8条第3項	表示面積が、5平方メートル以内
	第2号に該当	
4 禁止地域に	条例第8条第4項	表示面積の合計が、15平方メートル
おける適用除	第1号に該当	以内
外	条例第8条第4項	表示面積が、10平方メートル以内
	第2号に該当	
5 許可地域に	条例第8条第6項	屋外広告物等の表示期間が、1月以内
おける適用除	該当	
外		

別表第3 (第7条関係)

屋外広告物等の規格

項目	規格
広告物の規模	1 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調
	和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最
	小限とする。
	2 複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる
	限り集約化する。
	3 主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出す
	る場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
	4 のぼり旗などの簡易広告物については、過度な数量の
	掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとす
	る。
周囲との調和	1 まち並みの景観を引き立たせる質の高いデザインと
	するよう努める。
	2 建築物、工作物に附属させるタイプの広告物について
	は、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との調和を
	図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように
	配慮する。
	3 スカイラインを乱す屋上広告物は、表示又は設置しな
	いよう努める。
	4 野立て看板が、田園風景や遠くに見える山並みなどの
	自然景観を阻害しないようにする。
色彩や光の使い方	1 屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建
	築物と類似、融和するものとする。
	2 動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設
	置しないよう努める。
	3 反射効果のあるもの、電光表示装置などを用いて映像
	を映し出すものは、表示又は設置しないよう努める。
設置の制限	1 景観重要公共施設である「有明海沿岸道路」について
	は、九州自動車道と同様、展望に配慮する道路として位
	置付ける。
	2 重点地区である「城堀周辺地区」においては、屋外広
	告物を設置しないように努める。

# 別表第4 (第12条関係)

1 屋外広告物等の許可基準 (共通基準)

	40 B / A = 1 /			
項目	総量(合計表			
	示面積をい			
	う。ただし、			
	第8条第1項	   色彩	   照明	デジタルサイ
	に規定する簡		711. 24	ネージ
	易な屋外広告			
	物等の面積は			
地区	除く。)			
城堀周辺地	15平方メー	1 1面の表	色温度は、	原則禁止とす
区	トル以内	示面積の2	3,000ケル	る。
		分の1以上	ビン以下	
旧城下町地	30平方メー	が彩度6以		
区	トル以内	下	_	
西鉄柳川駅	1 旧城下町	2 掲出物件		
周辺地区	近傍地区は	は、柳川市景		
	30平方メ	観条例第7		
	ートル以内	条の規定に		
	2 西鉄柳川	よる柳川市		
	駅西部地区	景観計画の	_	
	及び西鉄柳	工作物の建		
	川駅東部地	設等の基準		
	区は150	に準じる。		
	平方メート			
	ル以内			
田園集落•社	30平方メー			
寺林地区	トル以内			
	ただし、別表			
	第5の幹線道			
	路区間の沿道		_	
	の自家用屋外			
	広告物等は			
	100平方メ			
	ートル以内			
公共交通軸	150平方メ	1 1面の表	_	

地区	l L a . Di <del>ki</del>	一 元 待 の り		
地区	ートル以内	示面積の2		
		分の1以上		
		が彩度8以		
		下		
		2 掲出物件		
		は、柳川市景		
		観条例第7		
		条の規定に		
		よる柳川市		
		景観計画の		
		工作物の建		
		設等の基準		
		に準じる。		
有明海•干拓	30平方メー	1 1面の表		
地エリア	トル以内	示面積の2		
		分の1以上		
		が彩度6以		
		下		
		2 掲出物件		
		は、柳川市景		
		観条例第7	_	
		条の規定に		
		よる柳川市		
		景観計画の		
		工作物の建		
		設等の基準		
		成等の基準     に準じる。		
		に毕しる。		

# 2 屋外広告物等の許可基準 (個別基準)

# (1) 固定広告物

屋外広告	建植広告物	壁面広告物	屋上広告物	突出広告物	案内誘導広
物等の	(地上に建	(建築物そ	(建築物の	(建築物の	告物
▲ 種類	てられた広	の他の工作	屋上又は屋	壁面から突	
	告板、広告塔	物等の壁面	上構造物に	き出して取	
	をいう。)	に取り付け	取り付けら	り付けられ	
		られ、又は直	れたものを	たものをい	
		接塗付した	いう。)	う。)	
		ものをい			
地区		う。)			
城堀周辺地	1 地上か	1 表示面	1 高さは、	1 高さは、	1 地上か
区	らの高さ	積は、各壁	これを設	路面から	らの高さ
	は、10メ	面面積の	置する建	4. 5メー	は、5メー
	ートル以	3 分の 1	築物の設	トル(歩道	トル以下
	下	以内	置個所の	上にあっ	2 表示面
	2 表示面	2 自家用	高さの3	ては、2.	積は2平
	積は、1面	屋外広告	分の1以	5 メート	方メート
	5 平方メ	物等に限	下かつ地	ル)以上	ル以内
	ートル以	る。	上から上	2 出幅は、	3 表示内
	内		端までの	道路境界	容は、店
	3 自家用		高 さ は	線から1	名、矢印、
	屋外広告		10 1	メートル	距離、電話
	物等に限		トル以下	以内	番号に限
	る。		2 自家用	3 表示面	る。
	4 相互間		屋外広告	積は、1面	
	の距離は、		物等に限	5 平方メ	
	5 メート		る。	ートル以	
	ル以上。た			内	
	だし、高さ			4 自家用	
	5 m 以上			屋外広告	
	又は3面			物等に限	
	以上で全			る。	
	面を被覆				

	1	I	1	1
	している			
	屋外広告			
	物等の場			
	合は15			
	メートル			
	以上			
旧城下町地	1 地上か	表示面積	高さは、こ	1 高さは、
区	らの高さ	は、各壁面面	れを設置す	路面から
	は、10メ	積の3分の	る建築物の	4. 5メー
	ートル以	1以内	設置個所の	トル(歩道
	下		高さの3分	上にあっ
	2 表示面		の1以下か	ては、2.
	積は、1面		つ地上から	5 メート
	8 平方メ		上端までの	ル)以上
	ートル以		高さは16	2 出幅は、
	内		メートル以	道路境界
	3 相互間		下	線から1
	の距離は、			メートル
	5 メート			以内
	ル以上。た			3 表示面
	だし、高さ			積は、1面
	5 m 以上			8 平方メ
	又は3面			ートル以
	以上で全			内
	面を被覆			
	している			
	屋外広告			
	物等の場			
	合は15			
	メートル			
	以上			
西鉄柳川駅	1 地上か		1 旧城下	1 高さは、
周辺地区	らの高さ		町近傍地	路面から
	は、15メ		区は、高さ	4. 5メー
	l ·	I	1	1

トル       は、これする         た       で         た       で         た       で         た       で         た       で         た       で         た       で         た       で         た       と         の       か         と       の         の       か         と       の         の       の         の       か         の       の			
2 表示面積は、1 0 平方       3分の1       2 道は、2・トルリス上         3分の1       2 道路のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ートル以	は、これを	トル (歩道
積は、1面 10平か メート 以内 3分下かい 以内 3分下からでは は、アート ・ル以上。 だと、高さ ・カート ・ル以上。 で がからい ・カート ・	下	設置する	上にあっ
1 0 平方       ストル         3 分下ル以内       以内         3 内	2 表示面	建築物の	ては、2.
メートル 以内3 分かかり 地上端され ・ル以上。た ・ル以上。た ・ただまさ ・ル以上。さ ・カリントの <b< td=""><td>積は、1面</td><td>設置個所</td><td>5 メート</td></b<>	積は、1面	設置個所	5 メート
以内 3 相互間 の距離は、 5 メート ル以上。た だ 面 面 面 方 ル 以上。 た だ 面 の 異 は、 こ 置 物 個 さ の 3 以 上 左 被 い 広 協 場 合 よ 1 トル 以上 の 3 の か か か ま さ メート の 3 ル の の 3 ル の が か か ま さ メート の 3 ル の が か か ま さ メート の 3 ル の が か か ま さ メート の 3 ル の が か か ま さ は、 こ 置 か は に 置 か は に 置 か は に 置 か は に 置 か は に こ 置 か は に こ 置 か は に こ 置 か に は に 置 か に は に 置 か に は に 置 か に は に 置 か に は に 置 か に は に 置 か に は に 置 か に に 置 か に に こ れ と で は に こ れ と で は に こ こ れ と で は に こ こ れ と で は に こ こ れ と で は に こ こ こ れ と で は に こ こ こ れ と で は に こ こ こ こ こ れ と こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	1 0 平方	の高さの	ル)以上
3 相互間の距離は、5メートル以上。ただだった。 ただし、 の まは、 平 トル以上。 ただが 別上の また	メートル	3 分の 1	2 出幅は、
の距離は、 5メート ル以上。た だし、高さ 5 m 以上 で で で の 1 6メートル以下 フは3 面 以上で を で 3 表は、1 面 1 0 平 トル 以内 2 四鉄柳 地区は、これ を 設置 名はこさ 	以内	以下かつ	道路境界
5 メート ル以上。た だし、高さ 5 m 以上 7 は 3 面 1 0 平 トル以下 1 0 平 トル以下 2 西鉄柳 1 0 平 トル 1 0 平 トル 2 西鉄柳 1 0 平 トル 2 西鉄柳 2 西鉄柳 2 を設置す 3 0 の 3 0 以 2 0 1	3 相互間	地上から	線から1
ル以上。ただし、高さ       16メートル以下       3 表示面積は、1面面積は、1面面1の円分         5 m以上       2 西鉄柳       10平方ル以内         2 西鉄柳       地区は、2面内 以内         地区は、2面内 地区は、2面内 地区は、2面内 を設置のの3分下上端高のの3分下上端高のかからは15の30ルルよっらの30ルルトカートル以上       10年末 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本 20日本	の距離は、	上端まで	メートル
だし、高さ       10平方         5 m以上       10平方         以上で全面を被覆して全でである。       地区は、これを登集物ののよりである。         6 は 1 5       ののかかかまでは、「ののかからいまでは、「ののかからいまでは、「ののかからいまでは、「ののからい」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「ののない」とは、「のない	5 メート	の高さは	以内
5 m以上 又は3面 以上で全 面を被覆 している 屋外、広告 物等の場 合は15 カートル 以上2 西鉄柳 地区は、こ 2 世襲 を 3 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ル以上。た	16 メー	3 表示面
又は3面 以上でで 地区は、こせで でなると をみのおいない をみのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	だし、高さ	トル以下	積は、1面
以上地区は、これさを覆して、これを建築物おのよりの所の3分下上端高分のかからは15の3分下上端高メートの30ル下の30ル下の30ル下の30ル下の30ル下の3によったおいまさより以下の30ルでは、これを設置するには、これを設置する。	5 m以上	2 西鉄柳	1 0 平方
面を被覆さは、置すを被覆を建築物のの場合は15のの分下かかかまさメートの30ルサードの30ルサードの場合は、この30ルサードの場合は、このようには、これを設置する。	又は3面	川駅西部	メートル
している とするの場 の場 の場 の場 の場 のの場 のののかかい のののかかい のののかかい のののかかい のののかかい のののかかい のののののでは 一下 のののののでは 一下 ののののののでは 一下 のののののでは 一下 ののののののでは のののののでは ののののののでは では 一下 ののののののののののののでは のののののののでは のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	以上で全	地区は、高	以内
屋外広告 物等の場合は15 の3分下上 の3分下上端高の いよ の3ト とでは一下 3 川 軽 朝 部 地区は、置す	面を被覆	さは、これ	
物等の場合は15の3分の の3分の 1以上1以上1以上 つらでは30 は30 下 3 所 1以下 では30 1以下 では30 1以下 3の 1以下 3の 1以下 3の 1以下 3の 1以下 3の 1以下 	している	を設置す	
合は15所の3分のメートル1以上1以上1以地上端高さはメートの30ルル下3のより、下3の鉄柳川駅1川駅地区は、これを設置する	屋外広告	る建築物	
メートル         以上         1 以下         つ地上端高さはの30ル         は30ル         下         3 西鉄柳川駅 部地区は、これを設置する	物等の場	の設置個	
以上 1 以下か つ地上 端ま では 3 0 メ ー 下 3 西 東 柳 川 駅 本 地区は、これ を設置す	合は15	所の高さ	
つ地上から         らとでは         はより         下の         3の         ルル         下の         3の         ルル         下の         3の         地域         地域         は、これを設置す	メートル	の 3 分の	
ら上端ま では30メ ート 3 四鉄柳 川駅 部 地区は、これ を設置す	以上	1以下か	
での高さ は30メ ートル以 下 3 西鉄柳 川駅 部 地区は、高 さは、これ を設置す		つ地上か	
は30メ ートル以 下 3 西鉄柳 川駅東部 地区は、高 さは、これ を設置す		ら上端ま	
ートル以下         3 西鉄柳川駅東部地区は、高さは、これを設置す		での高さ	
下 3 西鉄柳 川駅東部 地区は、高 さは、これ を設置す		は30メ	
3 西鉄柳 川駅東部 地区は、高 さは、これ を設置す		ートル以	
川 駅 東 部 地区は、高 さは、これ を 設 置 す		下	
地区は、高 さは、これ を 設 置 す		3 西鉄柳	
さは、これ を 設 置 す		川駅東部	
を設置す		地区は、高	
		さは、これ	
る建築物		を設置す	
		る建築物	

の設置個 所の高さの3分の 2以下かっつ地上から上端までのは20メートル以下 高さは、これを設築物の設置個所の高さの3分の2以下かったとがでの高さの3分の2以下かった。 上端までの高さに20メートル以下 有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さにがいるには20メートル以下。 は、15メートル以下。 1 表示を設 路面がは、15メートの高さになる 2 は、6 整 これを設 路面がは、15メートの高さになる 2 は、5 メートルは、1 を 3 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 3 を 3 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 4 ・5 メートルは、1 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 3 を 4 ・5 メートルは、1 を 4 ・5 × 4 ・5	
の3分の         2以下かっ地上から上端までの高さは20メートル以下         高さは、これを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2以下かっ地上から上端までの高さの3分の2以下かっ地上から上端までの高さは20メートル以下         右明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さに拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面が	
2 以下かっ地上から上端までの高さは2 0 メートル以下   高さは、これを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2 以下かつ地上から上端までの高さは2 0 メートル以下   有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、 1 高されて   拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
田園集落・ 社寺林地区       高さは、これを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2以下かつ地上から上端までの高さは20メートル以下         合財海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高されてお地エリア 5 の高さ 積は、各壁 これを設 路面かる	
お地工リア   ちの高さ   1   表示面   1   高さは、 1   高さは 2 0   メートル以下   高さは 2 0   メートル以下   1   表示面   1   高さは、 1   高さに 1   1   表示面   1   表示面   1   1   表示面   1   1   表示面   1   1   表示面   1	
世界 での高さは20メートル以下 高さは、これを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2以下かつ地上から上端までの高さは20メートル以下 有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さに 拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
は20メ   トル以   下	
田園集落・ 社寺林地区 おを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2以下かつ地上から上端までの高さは20メートル以下 1 表示面 1 高さは、1 高さに拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
田園集落・ 社寺林地区	
田園集落・ 社寺林地区	
社寺林地区れを設置する建築物の設置個所の高さの3分の2以下かの2以下から上端までの高さは20メートル以下公共交通軸地区カ地上から上端までの高さは20メートル以下有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さに拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面かる	
る建築物の 設置個所の 高さの 3 分 の 2 以下か つ地上から 上端までの 高さは 2 0 メートル以 下	
設置個所の   高さの3分   の2以下か   つ地上から   上端までの   高さは20   メートル以   下   有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さば   拓地エリア   らの高さ   積は、各壁   これを設   路面か	
高さの3分の2以下かの2以下かつ地上から上端までの高さは20メートル以下         有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高されて地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面かる	
公共交通軸       の2以下かつ地上から上端までの高さは20メートル以下         有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高されて地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面かる	
公共交通軸 地区       つ地上から 上端までの 高さは20 メートル以 下         有明海・干 拓地エリア       1 表示面 らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
地区 上端までの 高さは20 メートル以 下 有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さに 拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
高さは20 メートル以下 有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、1 高さに 拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
オートル以下       有明海・干 1 地上か 1 表示面 1 高さは、 1 高され       拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
有明海・干1地上か1表示面1高さは、1高さは拓地エリアらの高さ積は、各壁これを設路面か	
有明海・干1地上か1表示面1高さは、1高さは拓地エリアらの高さ積は、各壁これを設路面か	
拓地エリア らの高さ 積は、各壁 これを設 路面か	
	t.
は、15メ 面面積の 置する建 4.5メ	6
	: —
ートル以 3分の1 築物の設 トル(生	┊道
下 以内 置個所の 上にあ	つ
2 表示面 2 自家用 高さの3 ては、2	2.
積は、1面 屋外広告 分の2以 5メー	1
10平方 物等に限 下かつ地 ル)以上	<u>-</u>
メートル る。 上から上 2 出幅に	ţ,
以内端までの道路境	界
3 自家用 高 さ は 線から	- 71
屋外広告 20メー メート	
物等に限トル以下以内	1

る。	2 自家用	3 表示面	
4 相互間	屋外広告	積は、1面	
の距離は、	物等に限	10平方	
5 メート	る。	メートル	
ル以上。た		以内	
だし、高さ		4 自家用	
5 m以上		屋外広告	
又は3面		物等に限	
以上で全		る。	
面を被覆			
している			
屋外広告			
物等の場			
合は15			
メートル			
以上			

# (2) 簡易広告物

はり紙及び	びはり札その	表示面積は、1面1平方メートル以内		
他これらば	<b>二類するもの</b>			
立看板		大きさは、縦2メートル以下及び横1メートル以下と		
		し、脚の長さは、0.3メートル以下		
広告幕		表示面積は、1面10平方メートル以内とし、風圧に		
		耐えるようにしっかりと係留すること。		
広告旗		表示面積は1面2平方メートル以内とし、4本以上設		
		置する場合は、相互間の距離を5メートル以上に保つ		
		こと。		
アドバルー	ーン	1 敷地につき 1 個までとし、風圧に耐えるようにしっ		
		かりと係留すること。		
電柱類を	巻付広告及	1 広告面の下端は、路面から1.2メートル以上		
利用する	び直接塗布	2 屋外広告物の大きさは縦1.8メートル以内		
広告物	する広告			
	袖付広告	1 広告面の下端は、路面から4.5メートル(歩道		
		上にあっては、2.5メートル)以上		
		2 屋外広告物の大きさは、縦1.5メートル以内、		

	横0.8メートル以内
	3 屋外広告物の出幅は、0.8メートル以内
自動車の外面を利用す	1 定期路線バスの外面を利用して表示するもの(2
る広告物	に規定するものを除く。) は、次に掲げるものであ
	ること。
	(1) 表示は、窓面を利用する場合は、側面及び後面
	のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の
	30パーセント以内
	(2) 色彩、意匠等は、良好な景観形成に配慮したも
	のとすること。
	(3) 表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を
	映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく
	低下させるおそれのあるものでないこと。
	(4) 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、
	運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこ
	と。
	2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表
	示する屋外広告物の表示面積は、1台につき、側面
	にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面
	にあっては0.5平方メートル以内

別表第5(別表第4関係)

# 指定の幹線道路区間

16人以刊	
路線名	区間
国道443号	県道大和城島線との交点から西鉄柳川駅周辺地区との
	交点までの区間
国道385号	大川市境から公共交通軸地区との交点までの区間
国道208号	みやま市境から西鉄柳川駅周辺地区との交点までの区
	間
県道大牟田川副線	大川市境から市道苗世田松丸線との交点までの区間
市道苗世田松丸線	県道大牟田川副線との交点から県道柳川城島線との交
	点までの区間
県道柳川城島線	市道苗世田松丸線との交点から筑紫橋までの区間
県道橋本辻町線	市道石童中ノ古賀線との交点から旧城下町地区との交
	点までの区間

県道本町新田大川線	国道208号との交点から旧城下町地区との交点まで
	の区間
県道久留米柳川線	大木町境から公共交通軸地区との交点までの区間

#### 屋外広告物許可申請書

年 月 日

柳川市長 様

 申請者 住 所

 氏 名

 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

 電話番号()

柳川市屋外広告物条例

の規定による許可を受けたいので、

次のとおり申請します。

<b>伙のとわり甲酮しより。</b>			
1 表示 (設置)場所 (移動するものはその範囲)	地番 □城堀周辺地区 □旧城 □田園集落・社寺林地区( □公共交通軸地区 □有明:		周辺地区 (①・②・③)
2 屋外広告物管理者 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名	(〒 - ) 住 所 氏 名	電話番号	
3 工 事 施 工 者  (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名	<u>資格</u> (〒 − ) 住所 氏名	番号 電話番号 屋外広告業登録番号	
4 工事完成予定日	年	月 日	
5 表示(設置)期間	年年	月 月 日まて	
6 前回許可(更新)	年	月日	第   号
7 種類、規模及び数量	<ul><li>・はり紙</li><li>・はり札</li><li>・広告幕</li><li>・広告旗</li><li>・アドバルーン</li></ul>	枚・建植広告物枚・壁面広告物枚・屋上広告物枚・案内誘導広告個・電柱利用広告個・その他	( m²) ( m²) ( m²) 物 ( m²) 個 ( m²)
8 照 明 装 置	有	·	
9 他の法令の許可	法 令 名	許可年月日	番号
※受付印	※手数料欄		

注1 ※の欄は、記入の必要はありません。

<sup>2</sup> 新規申請及び変更申請の場合は、①付近の図面又はカラー写真②形状、寸法及び構造に関する仕様書及び図面③意匠、 色彩及び表示に関する書類④屋外広告物等設置承諾書⑤はり紙、はり札については現物又は見本を添付してください。

<sup>3</sup> 更新申請の場合は、①物件の現況のカラー写真②屋外広告物等自主点検結果報告書③屋外広告物等設置承諾書を添付してください。

<sup>4 [ ]</sup> 内及び1の表示(設置)場所の欄は、該当する箇所(□)に「レ印」を記入してください。

<sup>5 2</sup>の屋外広告物管理者の欄は、規則第15条第1項に規定する屋外広告物等の場合には記入の必要はありません。

## 広告景観協定認定申請書

					年	月	日
柳川市長 様							
	申請者		〒 新	_			
		氏 電話番	名 号 (	)	_		
	7.夕始,西 (刘	_		,			
柳川市屋外広告物条例 □第7 □第7 □第7	7 条第 1 項(親 7 条第 5 項(ஜ 7 条第 5 項(原	T規) E更)の規 E止)	定による	認定を受	をけたいの	で、次	のとおり
1 広告景観協定の名称							
2 代表者の氏名及び住所							
3 広告景観協定地区の 地 名 及 び 地 番							
4 広告景観協定地区の面積							
5 広告景観協定の有効期間		年年	月 月		日から 日まで		
6 変更・ 廃止理由 ※1							
7 変更内容 ※2							
8 土地所有者の人数		人					
9 協定参加者の人数		人					
※受付印	※備考						
	Í						

- 上注1 広告景観協定書の写し及び広告景観協定地区の位置図を添付してください。 2 [ ]内は、該当する箇所(□)に「レ印」を記入してください。 3 ※1は変更又は廃止の場合のみ記載ください。 4 ※2は変更の場合のみ記載ください。

第号年月日

様

柳川市長

## 広告景観協定認定書

年 月 日付けで認定申請のあった広告景観協定について、柳川市屋外広告物条例 第7条(第1項・第5項)の規定により、次のとおり認定します。

>1 <b>v</b>	· > C (> V = >C > V = >C)	21-01/21/2017/0
1	認 定 番 号	
2	認 定 の 種 別	新規 ・ 変更 ・ 廃止
3	広告景観協定の名称	
4	広告景観協定地区の 地 名 及 び 地 番	
5	広告景観協定地区の面積	
6	広告景観協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

## 公共広告物協議書

年 月 日

柳川市長 様

 申請者 住 所

 氏 名

 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

 電話番号()

柳川市屋外広告物条例第8条第1項第3号の規定による協議を受けたいので、次のとおり申請します。

		種類				数量				
1	屋外広告物等の 種類、寸法等	寸法	表示面積の合 縦 地上からの高 照明の有無	m、横 さ	• 4	m² m, m	面数		面	
			地番							
2	表示(設置)の対	揚所	□城堀周辺地区 □田園集落・社寺 □公共交通軸地区	林地区([	□指定斡	線道路: 5		周辺地区	록 (①・②・	3)
3	表示(設置)の	期間	年	月	日から		年	月	日	
4	表示(設置)の	目的								
5	屋外広告物等管理責任者(連絡									
1 2	寸書類 形状及び寸法に関 意匠、色彩及びま きは、その大要に関 表示(設置)場所の	表示に関 関する図	する図書並びに 書	- 照明を作	半うと	承認印				

注 屋外広告物等に関しては、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しておくこと。

#### 屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

柳川市長 様

 申請者 住 所

 氏 名

 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号()

柳川市屋外広告物条例第12条第4項及び柳川市屋外広告物条例施行規則第9条第1項第2 号の規定により、屋外広告物自主点検結果を次のとおり報告します。

- 1 屋外広告物等の概要
- (1) 種類
- (2) 表示(設置)場所
- (3) 設置年月日

年 月 日

(4) 前回の許可

年 月 日

#### 2 点検結果

点検項目	異常の 有 無	改善の概要
	有・無	
②取付(支持)部分の変形又は腐食	有・無	
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食	有・無	
④表示面の汚染、変色又ははく離	有・無	
⑤その他特に点検した箇所	有・無	

上記のとおり点検を行いました。

年 月 日

住 所

名

氏

 $\square$ 

号

第

(一級建築士・二級建築士・屋外広告士)

注1 「(一級建築士・二級建築士・屋外広告士)」は、堅固な屋外広告物等の場合のみ該当する資格を○で囲むこと。 2 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

<sup>※</sup>高さが4メートルを超える屋外広告物等の点検については、建築士(屋外広告士を除く)又は屋外広告士の資格を有する者に限られます。

## 屋外広告物工事完了届

年 月 日

柳川市長 様

 届出者
 住
 所

 氏
 名

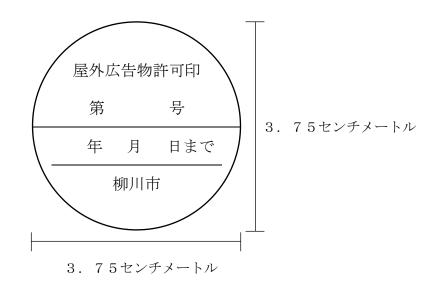
 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号()
 )

屋外広告物等の工事が完了したので、柳川市屋外広告物条例施行規則第10条の規定により、 次のとおり届け出ます。

	表示(設置)場所					
2	種類及び数量					
3	許 可 期 間	年 年	月月	日から 日まで		
4	許 可 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日	第	号
5	工事完了日	年	月	日		
6	形状、寸法等					

注1 工事完了後の屋外広告物等の写真を添付してください。



屋外広告物許可証										
許可番号		第		宁						
許可期限		年	月	目まで						
	柳	Ш	市							

5. 5センチメートル

7. 5センチメートル

## 屋外広告物除却(滅失)届

年 月 日

柳川市長 様

〒 - A 田出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の ) 所在地、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号 ( ) -

屋外広告物等を除却(滅失)しましたので、次のとおり届け出ます。

1 許 可 年 月 日 第 号

- 2 表示又は設置の場所
- 3 除却(滅失)理由
- 4 除却(滅失)年月日 年 月 日

#### 屋外広告物管理者等設置·変更届

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 氏 名 ( 法人にあっては、主たる事務所の ) 所在地、名称及び代表者の氏名 ) 電話番号( )

□ 管理者を設置した
□ 表示者・設置者・管理者 を変更した
□ 表示者・設置者・管理者 の氏名を変更した

条例第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可	丁年月日 及	なび	番号		年		月	日	第			号	
表	示(設置	)の	期間		年 年		月月		から まで				
表	示(設置	)の	場所										
種			類					数	量				枚 個
-	里者設置	• 変	· 更 日		年		月	日					
	管理者設置	置の場	揚合	住所 〒( 氏名 資格		)			電話	(	_	_	)
届出出		新	表示又は	住所 〒( 氏名 (名称)		)			電話	(			)
事		旧	設置者	住所 〒( 氏名 (名称)	_	)			電話	(	_	_	)
項	変更の場合	新	管	住所 〒(氏名		)			電話	(	_	_	)
			理者	資格 住所 〒(		)			おきで				
		旧		氏名					電話	(	_	_	)

- 注 1
- 1 [ ] 内は、該当する箇所(□)に「レ印」を記入してください。 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。 3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。

			传	上管	物	品	_	覧	簿	E		
整理番号	名称又は	物等	保管した屋が設置されて	外広告	5物等 2場所	除年	却月	し	た 目	保管を始めた 年 月 日	保管の場所	備考
	種類											

柳川市長 様

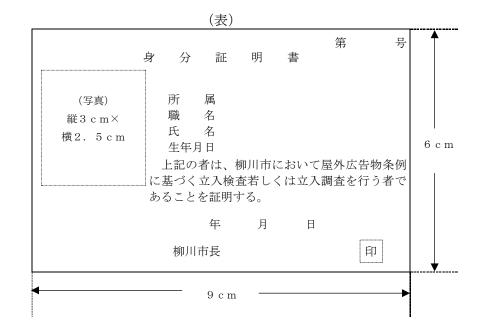
## 屋外広告物等返還受領書

				年	月	E	ĺ
		=	_				
受領者	住	所 '					
	氏	名				印	
	(返送法) 所名	還を受けた者 人にあっては 至地、名称及	fが t、主たる tび代表者	事務所の の氏名			
	電話者	番号 (	)	_			

柳川市屋外広告物条例第27条の規定に基づき、次のとおり(屋外広告物等・現金)の返還を受けました。

1	屋外広告物等の返還を 受けた日		年	月	日	
2	屋外広告物等の返還を 受けた場所					
3	返還を受けた屋外広告 物等の名称又は種類					
4	返還を受けた屋外広告 物等の数量					
5	返還を受けた金額				円	
※受付印		※整理番号				

注 ※印の欄は、記入の必要はありません。



(裏)

柳川市屋外広告物条例(抜粋) (報告及び立入検査)

- 第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外 広告物等の表示者等若しくは屋外広告物管理者に対し報告若し くは資料の提出を求め、又は市の職員に、屋外広告物等の存する 土地若しくは建物に立ち入らせ、屋外広告物等を検査させ、若し くは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分 証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。